

電動自転車レンタル規約(1ヶ月契約・3ヶ月契約・6ヶ月契約)

下記事項に同意したうえでレンタルを開始して下さい。

「支払い」

レンタル料は月1回クレジットカード決済で行い、契約期間満了まで解約できません。
引き落とし日は御利用のカード会社からの案内にて確認して下さい。

「継続」

契約期間満了後もレンタルを継続する場合は、新たな継続期間申し込みになります。

「解約」

契約満了後は更新申し出ない場合は更新されません。
解約時に日割り清算はありません。
解約は1週間前までを目処にお電話にてご連絡ください。

「中途解約」

中途解約は、契約期間満了までの残金を一括でお支払い頂きます。
定額レンタル料の支払いで使用されているクレジットカードに残金を請求する形式で決済させていただきます。

「買い取り」

買い取り制度はありません。

「消耗品」

バッテリー:3年毎に1個お客様のお申し出により新しい物と無料で交換が可能です。
タイヤ:消耗により溝がなくなった場合、パンク時はお客様にて自転車店に持ち込み修理をして使用して下さい(お客様負担)。持ち込みが困難な場合は弊社で9,000円(税抜)にて集配・修理を承ります。
この場合7日程度かかります。
ブレーキパッド:消耗、経年劣化は無料交換致します。

「保険」

ご加入は任意です。レンタル料に保険は含まれておりません。

「事故」

自転車をご利用中に事故に遭ったとしても、弊社は一切の責任を負いません。

「盗難」

盗難にあった場合は盗難届を出し、届け出警察署・届け出日時・受理番号を弊社にご連絡お願いします。
盗難後1ヶ月経っても出てこなかった場合はお客様に弁償して頂きます。
清算は6万円を一括でお支払い頂きます。

「放置撤去」

放置自転車として撤去された場合、弊社宛に返還通知書が届くので、弊社側で引き取り、お客様にご連絡します。この場合、撤去手数料+集配料金として10000円(税抜)お支払い下さい。

引き取った自転車が故障している場合の修理費用はお客様負担とします。

盗難届けが出ている場合、撤去手数料(3千円)は免除となります。

附則(2019年6月1日実施)

本利用約款は、2019年6月1日から実施します。